

令和7年
4月から

新たに育児時短勤務手当金の 支給が始まります

令和7年4月1日から、育児時短勤務をした組合員の方に、新しい給付として「育児時短勤務手当金」が支給されます。

概 要

組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、減収後の報酬の最大10%に相当する額が支給されます。

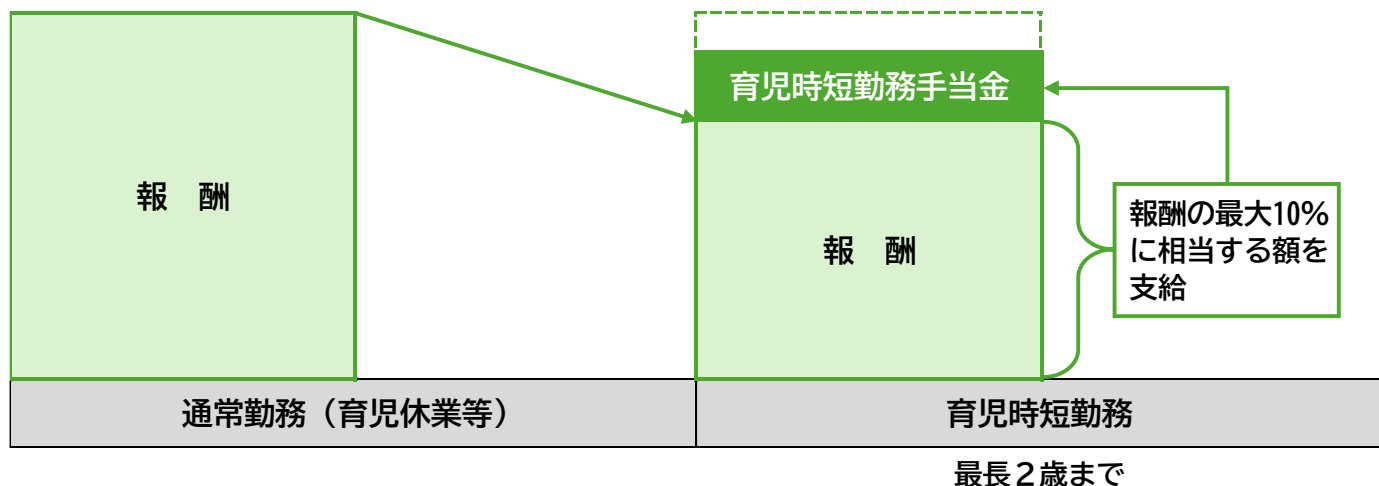
支 給 額

一支給対象月(※1・裏面参照)について、支給対象月に支払われた報酬の額に、次の①または②の区分に応じたそれぞれの率を乗じて得た額となります。

ただし、当該標準報酬の月額と育児時短勤務手当の合計額が支給限度額(※2・裏面参照)を超える場合は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額が手当金の額となります。

- ① 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%未満の場合 ➡ 10%
- ② 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合 ➡ 標準報酬の月額に対する報酬の額の割合が90%を超える大きさに応じ、10%から一定の割合で逡減するよう総務省令で定める率(逡減率については、今後総務省令で定められます。)

支給イメージ



公立学校共済組合神奈川支部



給付グループ
電話 (045)210-8179

(※1) 支給対象月とは？

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月をいいます。

ただし、その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限ります。

<例>

資格取得	育児休業等開始	育児休業等終了	育児時短勤務開始	資格喪失
H24. 4. 1	R6. 10. 1	R7. 4. 29	R7. 4. 30	R7. 8. 30

⇒ 支給対象月は令和7年5月～令和7年7月となります。

〔 令和7年4月は育児休業手当金を受けることができる月、令和7年8月は末日まで引き続き組合員ではない月のため、それぞれ対象外と整理されます。 〕

その他、支給の対象外となるケース等

次のいずれかに該当する場合は、育児時短勤務手当金は支給されません。

- ア 支給対象月における報酬月額が雇用保険法に定める支給限度額(※2)以上であるとき
- イ 支給対象月における育児時短勤務手当金の額として算定された額が、雇用保険法に定める最低限度額の80%に相当する金額(※3)を超えないとき
- ウ 雇用保険法に基づく「育児時短就業給付金」の支給を受ける場合

(※2) 支給限度額：459,000円（令和7年7月31日までの額・8月改定予定）

(※3) 最低限度額の80%相当額：2,295円（令和7年7月31日までの額・8月改定予定）

なお、育児時短勤務手当金は、令和7年4月1日以降に育児時短勤務を開始する組合員が支給の対象となります。よって、令和7年4月1日より前に育児時短勤務を開始している場合は、支給されません。